



緊急事態宣言延長に伴う 市有施設等の対応について

緊急事態宣言の延長に伴い、市有施設等の対応について前回の対策本部会議における決定内容を引き続き継続します。

■対象期間（延長分）

令和3年9月13日（月）～9月30日（木）

■継続内容

- ・市有施設の対応について、施設の休止・営業時間短縮等利用制限について継続
- ・職員の土日への勤務変更（分散勤務）について継続



問い合わせ

桐生市新型コロナウイルス感染症対策本部

事務局：保健福祉部医療保険課地域医療係

TEL 0277-46-1111（内線305）